

# 国人古市氏の馬借・関支配について

—— 南山城を中心にして ——

田 中 慶 治

はじめに

大和の最有力国人であり、興福寺衆徒であった古市氏は、興福寺衆徒<sup>①</sup>としては新興勢力であったものと思われる。そのことは、古市氏が春日若宮の願主人の党組織である「六党」のいずれにも所属していないことから推測できる<sup>②</sup>。新興勢力であったと思われる古市氏は一五世紀半ば以降、強力な家臣団編成を進め、戦国大名化の道を歩みはじめ<sup>③</sup>る。古市氏の成長を経済的に支えたのは、古市氏の商業政策であったと思われる。古市氏権力を解明するためには、その商業政策にふれることが不可欠であろう。

本稿は古市氏の商業政策のうち、馬借支配と関支配に注目したものである。古市氏の馬借支配と関支配については、従来から注目されてはいるもの<sup>④</sup>の、まとまった研究は管見のかぎり見当たらない。本稿も覚書の域をでないものではあるが、古市氏の馬借・関支配の一端にふれてみることにする。

## 一 古市氏・経覚と馬借

本節ではまず、古市氏と経覚の関係について述べる。ついで文安四年（一四四七）と長祿元年（一四五七）の二度の馬借一揆を検討し、古市氏・経覚と馬借との関係を考察することにする。

### （一）古市氏と経覚

大乘院門跡であった経覚は、九条経教の子として応永二年（一三九五）に誕生した。彼は大乘院入室当初から、興福寺内において昇進・待遇等が特別扱いをされる貴種出身の貴族僧であった。経覚は応永一四年（一四〇七）に出家し、応永一七年（一四一〇）に大乘院門跡、応永三三年（一四三一）に興福寺別当に就任した。彼はその後、永享一〇年（一四三八）に、恐怖政治を行ったことで有名な室町幕府六代將軍足利義教の手により大乘院から追放される。経覚追放後の大乘院門跡には、一条家出身の少年僧の尋尊が入った。しかし、あまりの恐怖政治の結果、嘉吉元年（一四四一）に義教は赤松満祐の手により暗殺される。この義教の横死により経覚は復活を果たした。

ところが、興福寺にとりドル箱であった河上五カ関の関務代官の地位をめぐり、大和の有力国人である筒井順永・成身院光宣兄弟と争っていた古市氏が、順永・光宣兄弟との争いに破れたため、古市氏に推戴されていた経覚は、文安二年（一四四五）九月に再び大乘院を追われた。その後経覚は文安四年（一四四七）年四月一日に、古市胤仙の本拠地である古市に移住する。経覚はこれより後、文明五年（一四七三）の死まで、実に二十七年間を古市迎福寺ですごすことになる。

実は経覚の古市移住は、経覚を手中にしようとする胤仙の強い意思によって半ば強引に行われたものであった。経覚は隠居したとはいえ、わずか一七歳の尋尊の代官であり、古市移住後も二度にわたって興福寺別当をつとめている。彼は興福寺

内・大和国内においても、また中央においても、いまだ権威・実力ともに十分であった。この経覚を半ば強引に手中にしたことは、胤仙にとって当然大きな意味をもった。大和国内で古市氏の勢力が強力になったのとはもちろんのこと、中央権力との関係を深めることもなった。

## (二) 古市氏・経覚と馬借一揆

本項では古市氏・経覚と馬借一揆との関係について考察してみる。

まず文安四年(一四四七)の馬借一揆について検討してみる。経覚の古市移住後まもない、文安四年七月、大和をはじめ近江・河内・山城等で馬借一揆が蜂起した。『経覚私要鈔』の文安四年七月一〇日条に次のような記事がある。

①伝説云、今度馬借蜂起事、予并古市以下張行不可<sub>(難)</sub>然、欲滅亡南都造意欵、御造替前惡行至也トテ、衆中令蜂起、予・胤仙加衆勸ニ云々、事实者先代未聞所行無比類者哉、(下略)

経覚と古市胤仙が南都を滅亡させようと、馬借を煽動して一揆を起こさせたとして、衆中が経覚と胤仙に衆勸を加えたという説が流れたのである。<sup>8)</sup>しかし経覚についてはまったくの無実であったことが彼自身の日記である『経覚私要鈔』よりわかる。『経覚私要鈔』の七月三日条に「徳政沙汰事、江州・河州以下大略如馬借所存成下了、山城国亦以同前云々、仍今夜奈良ノ西南筒ヲ吹郡集ニ云々、以外之次第也」と記されており、経覚は馬借一揆に対し「以外之次第」と怒っている。さらに同日条の別の項には、「筒井率一族奈良へ上云々、為静馬借欵、可然」と記し、宿敵であるはずの筒井順永の行った、馬借鎮庄のための出勢を喜んでいる。このような経覚が馬借一揆の煽動者であったとは考えられない。経覚はとんだ濡れ衣を着せられたといえよう。

しかしながら古市胤仙についてはまったく無実であるとは言えないと思われる。古市氏が馬借と深いつながりのある国人

であったことは、永島福太郎氏・熱田公氏等によって指摘されている。また鈴木良一氏は、古市氏が土一揆（馬借一揆）を援助・利用したことを指摘されている。<sup>10</sup> 私はこれら諸先学の指摘や、前掲の『経覚私要鈔』に記された伝説からも古市胤仙が馬借を組織し、一揆の蜂起を支援したことは想像にかたくないと考えている。この文安四年の一揆では武士勢力が一揆を支援した事例がある。山城国では、畠山持国が一揆を煽動していたのである。当時持国は細川勝元と対立し、京都政権内で孤立しており管領を辞職していた。管領を辞職し政権内で合法的手段のとれなかった持国は、勝元に対抗するために、一揆を支援するという方法をとったのである。<sup>11</sup>

文安四年段階で胤仙もまた、持国と同様の立場にいた。大和国の守護代ともいべき官符衆徒棟梁を宿敵筒井順永に奪われ、大和国内で合法的手段をとれない立場にいたのである。<sup>12</sup> 馬借とつながりの深い古市氏が一揆を組織・支援したとしても不思議ではなく、むしろ当然ともいえよう。

大和国人として新興勢力であった古市氏の本拠地は永島福太郎氏も指摘されるとおり、交通の要衝である古市であった。<sup>13</sup> 古市氏は新興勢力ではあったものの、交通や交易の重要性については、他の有力国人よりも敏感に察知していたものと思われる。古市氏は交通・交易を把握するためには、輸送業者であり、中小商人でもある馬借を把握する必要があることを熟知していたであろう。そして文安年間には、馬借一揆を煽動することができる程度にまで馬借を把握・組織していたものと思われる。また馬借側としても、大和の最有力国人・衆徒である古市氏に結びつくことにより、大商人に対抗することができたのではなからうかと推測される。<sup>14</sup>

次に長祿元年（一四五七）の馬借一揆と経覚の関係についてみてみることにする。長祿元年の一揆の経過を記す。まず長祿元年（康正三年）八月頃に河内国の土民が蜂起し、新関六一六を破壊したという事件が起こった。一〇月には京都で土一

揆が蜂起している。一月には山城の一揆が奈良への侵入をはかっている。この一月頃より、土一揆のため京都・奈良間の道が塞がれるようになる。<sup>(16)</sup>

二月七日、当時京都に滞在していた経覚が南都に下向することになった。下向の記事が記載されている『経覚私要鈔』の二月七日条を記す。

②(前略) 又至脇森辺門跡北面五六人・見塔院<sup>(新註)</sup>三位房自門跡召賜之、其外小泉代官中ト申者、騎三騎・人二十人召給之、然木津者不<sub>レ</sub>通之間、賀茂へ廻テ来云々、仍路次事色々評定、雖然依馬借分濟<sup>(標)</sup>可<sub>レ</sub>途於違<sub>レ</sub>之条、云外聞、云実儀、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然之間、触木津大式房<sup>(英世)</sup>欲<sub>レ</sub>通処、大式房来間召具了、無殊事令<sub>レ</sub>通之条、尤本意也、木津・中村奉公所<sub>レ</sub>致也、可<sub>レ</sub>悦者也、(下略)

経覚の下向を迎えに来た者たちは馬借一揆のため、木津を通れなかった。そこで経覚は木津氏と狛の中村氏に命じて、馬借に道を開かせたことが、この記事よりわかる。この一件により、木津氏・中村氏という南山城の国人・土豪が馬借を押しさえていたこと、その木津氏・中村氏は経覚に「奉公」する者であったことがわかる。<sup>(16)</sup>

二月一〇日条には、「山城馬借捧目安之間遣沙汰衆了、去七日下向時、雖塞<sub>レ</sub>通路、愚老通之間路ヲ開テ通了、結局送之条神妙之間、感其色及披露了、」と記されている。さらに二月一九日条には、「山城土一揆申状事、今日仰遣殿中了」と記されている。経覚は馬借が道を通してくれたことに感じ入り、馬借の目安・申状を官符衆徒沙汰衆に取り次ぎ、ついで九条家にも取り次いでいるのである。通常ならば、いくら道を通したことに感激したとはいえ、貴種の僧である経覚が土民である馬借の目安・申状を官符衆徒沙汰衆や九条家に取り次ぐことなど考えられない。そこには山城の馬借を把握している木津氏・中村氏といった国人・土豪と経覚との深いつながり、また国人・土豪を媒介としての馬借との深いつながりがある。

がりが想定できる。加えて経覚は馬借とつながりの深い古市氏のもとで生活していた。そのようなことも経覚と馬借を結びつける一要因であったと思われる。

ここでなぜ経覚が木津氏等と深いつながりを持っていたのかについて述べる。木津氏は一乗院方の坊人であり、大乘院門跡であった経覚からすれば他門に属する者である。その他門に属する木津氏と経覚をつないでいたのは、木津の御問職である。御問職は年貢運搬・馬借の監督者であり、水陸交通業のエージェンツ的存在であった。そしてその御問職の補任権を掌握していたのが大乘院門跡であった。『経覚私要鈔』の長祿四年（一四六〇）九月二六日条に、「御問問<sup>20</sup>内三分一自<sup>是</sup>是<sup>是</sup>令<sup>是</sup>知行、可<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>付渡守<sup>之</sup>由、仰<sup>レ</sup>□、」とあり、この時期、経覚自身が御問職を知行しており、また渡守<sup>21</sup>御問職<sup>22</sup>の補任権を有していたことがわかる。御問職の補任権を握る経覚と木津氏は、当然深い関係にあったものと思われる。

このようにして木津氏と深くつながる経覚を手中にしたことにより、古市氏もまた、木津氏とより一層深くつながることができたし、馬借の組織化も容易に行うことができたのであろう。そして古市氏自身も古くから木津氏と深くつながっていた。古市氏が筒井氏と河上五力関務代官をめぐって争っていた嘉吉二年（一四四二）には、木津父子が古市方として戦死している。また胤仙の子息の澄胤が戦死した時、木津氏もまた運命をともししている。経覚と古市氏はその両者が結びつくことによつて、より一層木津氏・馬借等を容易に掌握することが可能になったのである。

本項では、文安四年（一四四七）と長祿元年（一四五七）の二度の馬借一揆を検討してみた。その結果、古市氏・経覚のそれぞれが、交通の要衝木津にいる木津氏及びその配下の馬借と深い関わりにあったことが明らかになった。

そしてその深い関わりにより、大和国人として新興勢力であった古市氏の交通・交易政策は進展することになったと思われる。

## 二 古市氏による南山城進出と関支配

本節では、文明二年（一四七〇）以降、積極的に南山城へ進出していった古市氏が、南山城において京都と奈良間の本関及び新関の支配を行い、それを梃子に中小商人・輸送業者である馬借を、より強力に掌握していった過程を検討してゆきたい。

### （一）古市氏の南山城進出

前節でみたように、古市氏は木津氏と深い関係にあった。また古市氏は木津の御問職の補任権を握っている経覚を手中にしていた。古市氏が木津の御問職の補任権を握る経覚を手中にしていることは、木津渡をも掌握していたことを示している。事実、享徳二年（一四五三）二月には、伊勢国司北畠教員が、石清水八幡宮寺に参拜するための木津舟の手配を古市胤仙に依頼している。<sup>24</sup> また木津渡は関でもあった。当然古市氏はこれをもまた、掌握していたのである。

古市氏は胤仙の子息胤栄の代になり、応仁の乱のころより積極的に南山城へと進出をはじめた。『大乘院社雑事記』<sup>25</sup> 文明二年（一四七〇）一月九日条に、「昨日古市勢依椿井之語、出陣、相楽庄事云々」とあり、胤栄の軍勢が南山城の西軍方国人椿井氏の要請で出陣をしていることがわかる。また七月には西軍方の大内政弘が南山城に進出し、山城国の東軍は合戦に敗北し、南山城は悉く西軍方となっている。

こうした事件の後、西軍方であった胤栄は一〇月に入り、本格的に南山城への進出を開始する。『雑事記』の一〇月五日条には、「為下狛知行胤栄古市勢進発、大将兵庫也頼朝山田木津可知行之由支度云々、仍同道者也」と記されている。この記事より胤栄は下狛を知行するため、一族の長田家則を大将として軍勢を出陣させていることがわかる。この時、古市軍と同

道して出陣した山田氏は、胤栄結婚の時花嫁の請取に行った人物であり、胤栄より山内の進退を任されていた人物である。<sup>(26)</sup>

『経覚私要鈔』文明四年（一四七二）一月二五日条に、「昨日自下狛土屋齊次郎古市へ申遣云々」と記されている。土屋氏は古市氏の被官である。彼は下狛に駐在していたのである。また『雜事記』の文明七年（一四七五）五月二六日条に、「北山ハ古市之代官下狛大北之城衆也、」と記されており、文明二年ころより南山城の下狛に進出した古市氏は、下狛を南山城支配の拠点としていたことがわかる。

## （二）古市氏の南山城本関支配

下狛を南山城支配の拠点とした古市氏は、下狛の関をも支配していた。『雜事記』文明四年五月二日条に、「八幡御寮今日被<sub>レ</sub>帰、馬自<sub>二</sub>一乗院殿被<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>之、千松丸御送<sub>二</sub>進<sub>レ</sub>之了、狛過書仰付古市<sub>一</sub>、則進<sub>レ</sub>之了、」という記事がある。尋尊は姉八幡菩提院の狛通過のための過所発給を古市胤栄に依頼しているのである。この一件について検討をしてみたい。

黒川直則氏は、古市氏が南山城の新関と関わりが深いことを指摘されている。<sup>(27)</sup> このことは興味深い指摘である。しかしながら、古市氏等の大和国人による南山城の本関支配に言及された研究は管見の限り見当たらない。そこで私は、古市氏による南山城の本関支配にも注目したい。脇田晴子氏は、京都から奈良への通路の関所のうち、宇治橋・宇治関・狛両関・木津渡・高座関は本関だったと思われる、と指摘されている。<sup>(28)</sup> 私もこの説は首肯できるものと考ええる。そのことについて、以下、興福寺の貴種の僧の関に対する意識をみるにより検討してみる。

大乘院門跡政覚の日記『政覚大僧正記』には関に関する記述が散見されるので、それをあげてみたい。

文明一七年（一四八五）五月五日条に、「此一兩日京都七口ニ新関ヲ所司代<sup>(高忠)</sup>立云々、以外事也、」とあり、多賀高忠が京都七口に新関を立てたことを政覚は「以外事也」と憤慨しており、新関を立てることに拒否反応を示している。<sup>(29)</sup>

文明一六年（一四八四）六月二一日条には、「三俣戸料紙未到来之間、延福寺方返事為催促、田舎御童子上<sub>レ</sub>之、粮物三十文、上下関四十文下行<sub>レ</sub>之、」とあり、三俣戸料紙が到来しないことの返事を催促するために御童子を派遣した時に政覚は、粮物三〇文とともに、上下関料として四〇文を御童子に下行している。

長享二年（一四八八）四月二五日条には、政覚が吉野に参詣したおりの記事があり、そこでは、「諸関一錢モ不<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、一乗院殿ヨリ御奉書在<sub>レ</sub>之、」と記されている。つまり政覚は吉野参詣路にある一乗院支配の関を、一乗院門跡教玄の発給した奉書、すなわち過所をもって通行しているのである。

政覚の関に対する意識としては、新関に対しては拒否反応をしめしている。しかし文明一六年の例では、御童子に関料を支給しており、また長享二年の例では、一乗院門跡発給の過所をもって関を通行している。この二件の例では、政覚は関に対する拒否反応は示していない。この二件の例で政覚が関に対して拒否反応を示していないのは、これらの関が本関であったからだと思われる。

政覚は脇田晴子氏が本関と推測された木津渡と宇治橋に關しても記述している。文明一十九年（一四八七）一月二四日条に政覚上洛の記事があり、「木津下渡如<sub>レ</sub>嘉例、十疋被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之、宇治橋七升楯壹荷如<sub>レ</sub>例被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之、則上下向悉無為<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>了、」と記されている。ここでも政覚は木津渡で一〇疋、宇治橋で七升楯壹荷を出して通行している。しかもこれらの関料を支払うことを「嘉例」とし、つつがなく通行したことを「則上下向悉無為<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>了、」と喜んでおり、関料を支払うことには抵抗は示していない。このことは脇田晴子氏の推測どおり、木津渡と宇治橋が本関であったことを示していると思われる。

このように興福寺の貴種の僧は、新関に対しては拒否反応を示すが、本関に対しては関料を支払うか、あるいは過所をもって通行している。とするならば、私は文明四年（一四七二）五月に尋尊が、姉八幡菩提院のために古市胤栄に過所の発給を

依頼した狛の関も本関であつたとしてよからうと考える。つまり古市氏は文明四年五月段階で狛の本関を支配していたといえる。

古市氏はなぜ、本関を支配することができたのか。木津渡の場合は御問職の補任権を握る経緯を手中にしていたことが最大の理由であらう。それでは狛の場合はどうしてなのか。前述のとおり、文明二年（一四七〇）以来、古市氏が下狛を南山城進出の拠点としていたことも理由としてあげられよう。それとともにここでは、守護権との関わりに注目してみたい。永原慶二氏は道路は公共性の強いものであり、この時期は守護の管理下に置かれるようになっていたと指摘されている。<sup>36)</sup>

文明四年段階で山城国の守護は不明である。<sup>31)</sup>しかし西軍方の最有力武将である畠山義就が応仁二年（一四六八）一月に、山城国守護と主張しており、奉書まで発給している。<sup>32)</sup>また文明二年には、同じく西軍方の最有力武将の大内政弘の軍勢が南山城に進出してきていた。この時期は南山城では西軍方の勢力が優勢であつたといえる。私は西軍方であつた古市胤栄が、守護を主張する義就や大内政弘の勢力を背景にして、山城国の守護的地位にいたのではないかと推測する。そして下狛を南山城の支配拠点としていたものと考ええる。この後、古市氏は明応二年（一四九三）九月、山城国一揆崩壊後に正式に守護代に補任される。<sup>33)</sup>私は明応二年の守護代補任は、文明年間の事実上の守護代としての実績が評価されたからと考えている。<sup>34)</sup>尋尊もまた、古市胤栄を事実上の守護代と認め、道路の管理者として認めていたからこそ、狛の関の過所の発給を依頼したのであらう。過所発給の持つ政治的意味は大きく、免税の特権付与を古市氏は自らの主人である大乘院門跡に対して行つていたのである。

### （三）古市氏の南山城新関支配

黒川直則氏が注目されたように、古市氏は南山城の新関も支配していた。本項では古市氏の新関支配について検討してみ

る。

『雜事記』文明一六年三月一六日条に、「予(尋尊)今日京上、寺僧(戒忍)止御房同道、山城刃近來新聞共在之、古市并堤方(宗綱)ニ仰(付)之畢、仍無為」とあり、尋尊と政寛が上落した時、山城に新聞があつたが、古市澄胤と大和国人の堤宗綱に新聞の通行を依頼して、そのおかげで無事、新聞を通行することができたことが記されている。

同じく『雜事記』の明応三年（一四九四）一二月後付に古市氏支配の新聞に関する記述がある。

③正月十八日若君(尋尊)入室(十條行房)中御門并御共申、難波修理亮常弘參申、自家門至木津内々如先例御板輿、步行儀也、山城近日新聞共在之、五カ所云々、仰付井上近江守「関々無相違」、昨日十七日竹内堯善・城土寛明・御輿舁以下濟々罷上、毎事上下向無為、珍重々々、

この記事は、明応四年一月十八日に一条冬良の子息慈尊が大乗院に入室するため、京都より奈良へ下向してきた時の記事である。ここでは、山城に新聞が五カ所あるため、古市氏の一族である井上近江守に依頼して、新聞を無事通行したことが記されている。

前述したように、本来尋尊ら興福寺の貴種の僧は新聞に対して拒否反応を示していた。しかし文明一六年の一件も、明応四年の一件も尋尊は古市氏の新聞に対し、拒否反応を示していない。もちろん古市氏が新聞を無料で通行させていることは考慮に入れなければならない。しかしながら、古市氏は本来であれば興福寺衆徒・大乗院家坊人として、尋尊に奉仕する身である。井上近江守にいたっては、古市氏の一族にすぎない。私はなぜ尋尊が、興福寺の支配圏外の南山城のこととはいえ、自らの臣下である古市氏に、新聞の通行に便宜をはかってもらうことを依頼せねばならなかったのかについて考察してみたい。脇田晴子氏は、幕府や朝廷の立てた新聞は本関なみに扱われることが多いと指摘されている。<sup>35</sup> 前述のとおり古市氏は文明

二年（一四七〇）以来、積極的に南山城に進出していた。畠山義就や大内政弘の力を背景としたこともあり、事実上の守護代ともいふべき地位にいた。そして明応二年（一四九三）には、正式に守護代に就任している。そしてこの時期、道路の管理は守護の下におかれていた。私としては、これらのことをあわせ考えると、古市氏の設置した新関は、公権力によって設置された関であるとの認識がなされ、本関なみに扱われていたのではなからうか、と考えている。だから尋尊は、本来は自らの臣下である古市氏に新関の通行に便宜をはかってもらうことに対して違和感を感じなかったであろう。

#### （四）関と馬借

古市氏が南山城支配の拠点として、関も設置していた下狛と木津は、ともに交通の要衝であり、また馬借の集在地でもあった。交通・交易に明るい古市氏が支配の拠点とするには、実に適切な地であった。古市氏は山城国一揆がいまだ健在であった延徳二年（一四九〇）一〇月に、木津と下狛の馬借を組織・煽動し一揆を蜂起させている。馬借を組織・煽動して一揆を蜂起させるのは、前節でも述べたとおり、文安四年（一四四七）以来の古市氏の常套手段であった。

古市氏はなぜ、馬借を組織することができたのか。それは古市氏が南山城の関を支配していたことに理由の一端があると思われる。永原慶二氏は、山城国一揆の新関撤廃条項を、関を立てられることによって被害を受けた民衆、特に輸送業者であった馬借の要求であったとされる。脇田晴子氏もまた、新関撤廃条項を自由通商ないし自由通行の確保を目的としたものであったとされる。私もこの説は首肯できるものであると考ええる。馬借は新関に苦しめられていたのである。言い換えれば馬借は、関を立てている者には頭があらなかったということである。

私は、馬借は関を通行させてもらうために、また関料免除の特権を得るために、関を支配している古市氏の支配下に入る必要がある、また中小商人でもあった馬借は大商人に対抗するためにも、古市氏の支配下に入る必要があるものと考えて

いる。

脇田晴子氏が指摘されるとおり、商人が権力に寄生して特権を獲得するのは当然のことであった。<sup>(40)</sup>このように古市氏は関支配を通じて、馬借の組織化を進めていったものと思われる。交通の要衝である古市出身の古市氏は、交通路・輸送業者を掌握することが、商業資本をも掌握することにつながることを敏感に悟っていたのであろう。

本節では、文明二年（一四七〇）以降、南山城に積極的に進出した古市氏が、事実上の守護公権を背景にして、南山城の本関・新関を掌握し、それにより、馬借を支配下に入れ、組織化を行っていったことを考察してみた。

## おわりに

大和国の最有力国人・衆徒であった古市氏は、衆徒としては新興勢力であったと思われる。古市氏は新興勢力ではあったものの、強力な家臣団編成を行い、戦国大名化への道を進んだ。その古市氏権力を経済的に支えていたのは、古市氏の商業政策であったと思われる。

本稿では、古市氏の商業政策のうち、運輸業者・中小商人である馬借の支配と南山城における関支配に注目してみた。

古市氏は文安年間より馬借を組織し、一揆の蜂起を煽動していた。古市氏が馬借の組織化を行っていたのは、古市氏自身が交通の要衝古市の出身であったこと。同じく交通の要衝である木津の御問職の補任権を掌握している前大乘院門跡の経覚を手中にしたこと。またこれにより、以前から深い関わりがあった木津氏及びその配下の馬借を、より深く掌握することができたからである。このことにより古市氏の交通・交易政策は進展することとなった。

文明年間に入り、古市氏は積極的に南山城に進出してゆく。その結果古市氏は、事実上の守護公権を背景にして、南山城の関支配を進めてゆく。このようにして南山城の交通路を掌握した古市氏は、それを梃子に馬借・商人を自らの支配下に置き、商業資本をもより深く掌握していったのである。

これらの商業政策で得た経済力を背景に古市氏は、戦国大名化への道を強力に推進していったのである。

#### 〔注〕

(1) 大和国人は、衆徒と国民にわけられる。衆徒・国民とは在地領主らと興福寺が被官化したものである。興福寺は旧縁(譜代)の者を衆徒とし、興福寺僧とした。新付(外様)の者を国民とし、春日社の末社の神主とした。なお衆徒の中の有力者二〇名を官符衆徒といい、その最上首を官符衆徒棟梁という。守護不設置の大和では官符衆徒棟梁とは他国でいえば、守護代に相当する地位である。

(2) 「六党」の成立について安田次郎氏は、「祭礼をめぐる負担と贈与」(『歴史学研究』六五二—一九九三年)において、一三世紀前半とされている。「六党」に所属していないということは、古市氏の登場が、他の有力国人に比して遅いということを表していると考えられる。

(3) 古市氏の家臣団編成と戦国大名化への指向については、拙稿「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」(『日本史研究』四〇六—九九六年)を参照されたい。また古市氏家臣の存在形態については、拙稿「中世後期の若党に関する一考察」(『高野山史研究』六一九九七年)を参照されたい。

(4) 永島福太郎氏「古市澄胤」(高柳光寿博士頌寿記念会編『戦乱と人物』一九六八年)、鈴木良一氏「山城国一揆ノート」(『日本歴史』

二九六 一九七三年)、熱田公氏、「古市澄胤の登場」(日本史研究会史料研究部会編「中世日本の歴史像」一九七八年)、黒川直則氏「地域史としての『山城国一揆』」(日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆』一九八六年)等の論考において、古市氏と馬借、あるいは関との関係について触れられている。

(5) 以上、経覚については、永島福太郎氏「大乘院寺社雑事記について」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』一九五八年)、参照。

(6) 経覚の古市移住については、前掲注(3) 拙稿「中世後期畿内国人層の動向と家臣団編成」を参照されたい。

(7) 『大乘院日記目録』嘉吉元年一月二五日条。以下『日記目録』と略す。

(8) この衆勤は事実であり、またこれが古市氏・経覚の宿敵であった筒井順永により行われたことが、『経覚私要鈔』宝徳二年八月八日条よりわかる。ちなみにこの時期、筒井順永は、衆中(官符衆徒)の棟梁であった。

(9) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」、熱田公氏、前掲注(4)「古市澄胤の登場」等。なお熱田氏は、古市氏は「組織として馬借を掌握していたわけではなく、被官人を有していた程度」とされる。しかし私は、後述する古市氏の関支配なども関連して、古市氏は馬借を組織的に掌握していたものと考えている。

(10) 鈴木良一氏、前掲注(4)「山城国一揆ノート」。なお鈴木氏は、応仁の乱後、土一揆は国人に利用されるようになることとされる。文安の馬借一揆が古市氏に組織・煽動されたのは、その先駆的なものであったといえよう。

(11) 以上、文安の一揆については、今谷明氏「文安土一揆の背景」(『日本史研究』一四七 一九七四年)、参照。

(12) 経覚を通じて、懇意であった持国と胤仙が共通の敵である細川勝元・筒井順永に対抗するため、連携して行動していた可能性もあろう。

(13) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」。

(14) 特権の座商人が商業の独占権を持ち、その他の商人を排除していたこと、また馬借一揆は問屋に対する中小商人である馬借の反抗であったこと等を、脇田晴子氏は、同氏著の『日本中世商業発達史の研究』(一九六九年)において、度々触れられている。とするならば、馬借が古市氏に結びつくということは、馬借が古市氏権力を背景にして、大商人に対抗するという側面をもっていたと考えられるのではないか。

(15) 以上、長禄の一揆については、中村吉治氏『土一揆研究』(一九七四年)、参照。

(16) 黒川直則氏も、前掲注(4)「地域史としての『山城国一揆』」において、木津氏と馬借の関係の深さに注目しておられる。私は経覚と木津氏との関係の深さにも注目したい。

(17) 木津氏にしても中村氏にしても、『経覚私要鈔』に度々登場する人物であり、以前から経覚と懇意にしていた者であることがわかる。

(18) 豊田武氏『増訂中世日本商業史の研究』(一九五二年)。

(19) 宇佐見隆之氏「木守と問」(勝俣鎮夫氏編『中世人の生活世界』一九九六年)。

(20) 豊田武氏、前掲注(18)『増訂中世日本商業史の研究』。

(21) 『大乘院寺社雑事記』長禄三年六月九日条に「木津渡子御問職事」とあり、渡守と御問職がイコールで結べると考えてよいと思われる。またこの御問職には、度々木津氏が補任されていた。

(22) 『日記目録』嘉吉二年一月二一日条。

(23) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」。

(24) 『経覚私要鈔』享徳二年二月二四日条。

(25) 以下、『雑事記』と略す。

(26) 『経覚私要鈔』康正三年七月二〇日条。『雑事記』文明三年閏八月五日条。

(27) 黒川直則氏、前掲注(4)「地域史としての『山城国一揆』」。

(28) 脇田晴子氏「山城国一揆と自由通行」(日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆』一九八六年)。但し、脇田氏はこれらの関の支配者については言及されていない。

(29) 奈良の貴種の僧は、自らが本関の知行者であった。自らの収益をおびやかす新聞に対して、拒否反応を示すのは当然といえる。また室町幕府も新聞は撤廃しようとする意思を持っていた。

(30) 永原慶二氏「日本史における地域の自律と連帯」(日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆』一九八六年)。

(31) 吉川弘文館刊『国史大辞典』の「室町幕府守護一覽」によると、山城国守護は応仁二年七月より文明六年七月まで不明のようである。

(32) 『山科家礼記』応仁二年六月一三日条に、義就が山城国守護として半済を要求している奉書が書写されている。

(33) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」、熱田公氏、前掲注(4)「古市澄胤の登場」等。

(34) 熱田公氏は前掲注(4)「古市澄胤の登場」において、古市氏の守護代就任を、「山城二郡守護代は、戦いといった地位ではなく、中央政界の抗争の中からいわばこころがりこんだ地位」とされる。しかし私は、古市氏の守護代就任を文明二三年以来の古市氏の南山城での努力の結果であると評価したい。

(35) 脇田晴子氏、前掲注(28)「山城国一揆と自由通行」。

- (36) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」。  
(37) 永島福太郎氏、前掲注(4)「古市澄胤」、鈴木良一氏、前掲注(4)「山城国一揆ノート」等。  
(38) 永原慶二氏、前掲注(30)「日本史における地域の自律と連帯」。  
(39) 脇田晴子氏、前掲注(28)「山城国一揆と自由通行」。  
(40) 脇田晴子氏、前掲注(14)『日本中世商業発達史の研究』(一九六九年)。

〔付記〕

大学院在学中はもとより、修了後もかわらぬご指導・ご教示をくださる泉谷康夫先生には、深く感謝いたしますとともに、厚くお礼申し上げます。

(泉佐野市史編さん室)